

# 障害者県民会議傍聴要領

平成23年9月20日  
沖縄県福祉保健部  
障害保健福祉課

## 1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 障害者県民会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の15分前までに受付の上、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、終了します。  
なお、酒気を帯びていると認められる方や、他人に危害を加える恐れのあるものを携帯している方は入場していただくことができません。

## 2. 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次ぎの事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場内において飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、事前に会長の許可を得た場合は、写真撮影、録画、録音等を行うことも可能ですが、会議の進行の妨げにならないようご注意願います。
- (7) 携帯電話の電源は切っておくかマナーモードにすること。
- (8) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は、事務局職員の指示に従ってください。ご不明な点があれば事務局職員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。